

【お知らせ】

除草剤を活用した道路除草について

- 矢板土木事務所では、道路などの公共施設の除草を行っています。
- 草刈り機による除草作業に伴い、車線規制による通行支障、飛び石事故の発生など、道路利用者の皆様にご迷惑をおかけしております。
- このような課題を少しでも解消し、良好な道路環境を維持するため、当事務所では年数回の除草剤散布を行っています。
- 薬剤は『登録農薬』を使用し、『希釈倍数』を遵守します。
散布にあたっては、『範囲を限定的』とし、『看板による事前予告』や『風の強い日は避ける』などに留意し、作業を行います。
- 使用する場所については、別紙『除草剤散布位置図』をご覧ください。

【お問い合わせ先】

栃木県矢板土木事務所 保全部

電話番号 : 0287-44-2538

※ 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

ご迷惑を
おかけして
おります



除草剤の使用に関する要領

矢板土木事務所

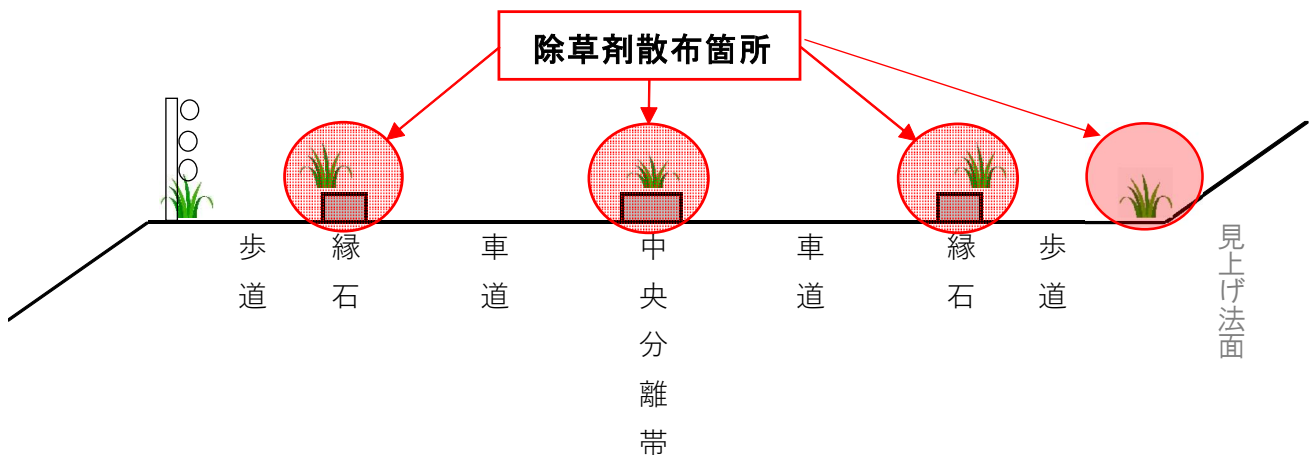
1 目的

- (1) 草刈り機等による除草作業に伴う、車線規制による通行支障を抑制し、道路利用者への負担軽減及び良好な道路環境を維持するため。

2 使用場所

- (1) 矢板土木事務所管理の道路にのみ使用する。
- (2) 散布範囲については限定的とし、縁石や植樹帯、路肩（見上げ法面部）、中央分離帯などに散布することとし、田畑などの※農地に隣接する箇所や農業用水路周辺などには散布しない。
※隣接する農地所有者及び水路管理者の同意・要望があればこの限りではない
- (3) 実施する散布場所は、『位置図』のとおり。

【除草剤散布範囲（例）】





3 使用薬剤

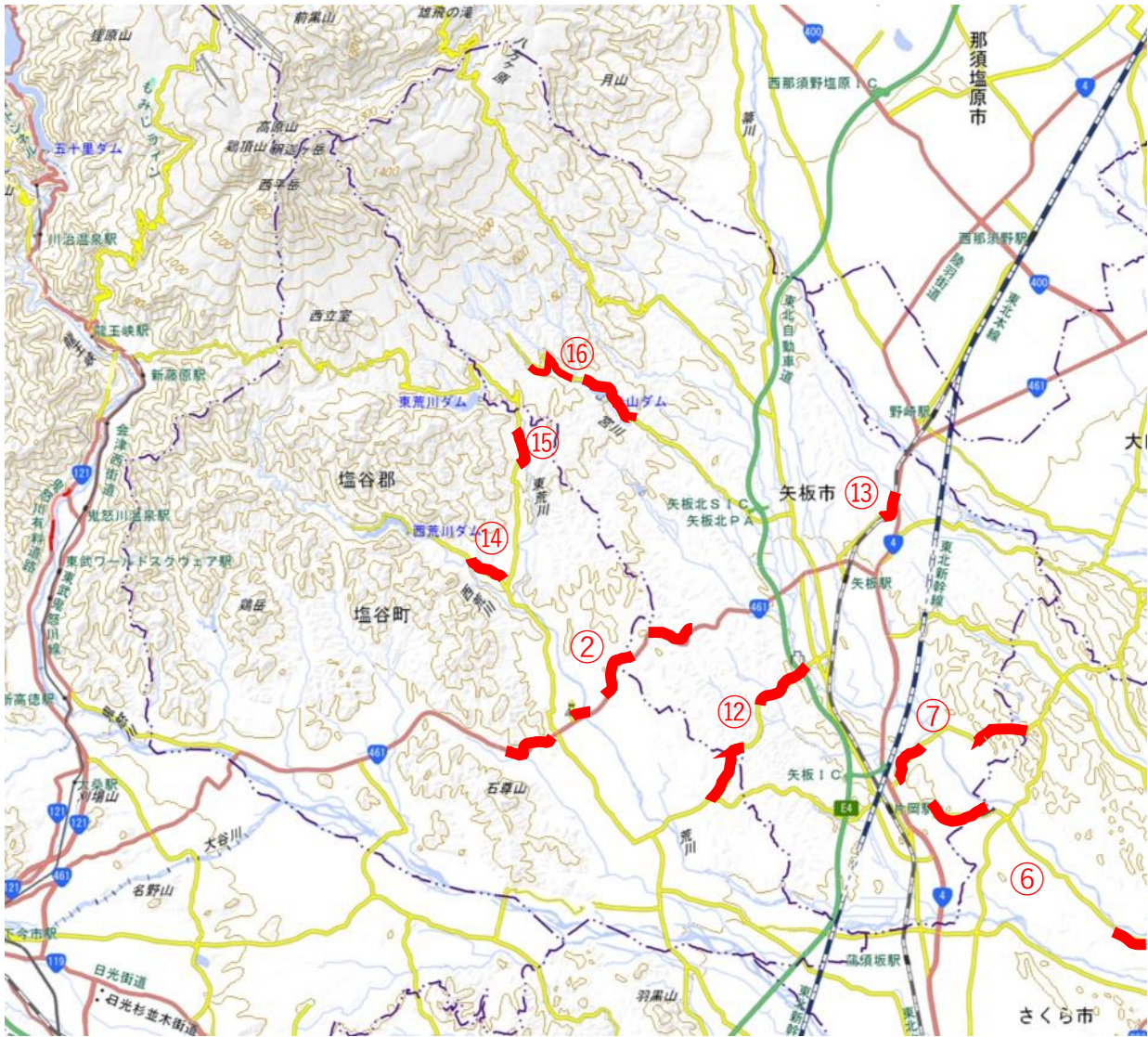
- (1) 農薬取締法に基づき農薬登録されている除草剤を使用する。
- (2) 薬剤の用法・要領を遵守する。

4 散布方法

- (1) 散布前に現地で看板による事前周知を行う。
- (2) 風の強い日や雨の日は散布を行わない。
- (3) 歩行者・自転車が近くにいる場合には散布を行わない。
- (4) 散布前には、器具の点検・清掃を行う。
- (5) 除草剤用の散布機を使用し、飛散低減ノズルを用い飛散防止カバーを併用する。
- (6) 噴霧状による散布は避け、小さい圧（粒状）で散布し飛散防止に努める。
- (7) 小中学校、保育所、病院の隣接地は避ける。
- (8) 住宅地等の隣接地で使用する場合は、飛散防止対策や予告・周知等を特に配慮する。
- (9) 使用した年月日、場所、除草剤の種類、名称、使用量、希釈倍数を記録し、5年間保管する。

矢板土木事務所 除草剤散布位置図 (矢板市・塩谷町)

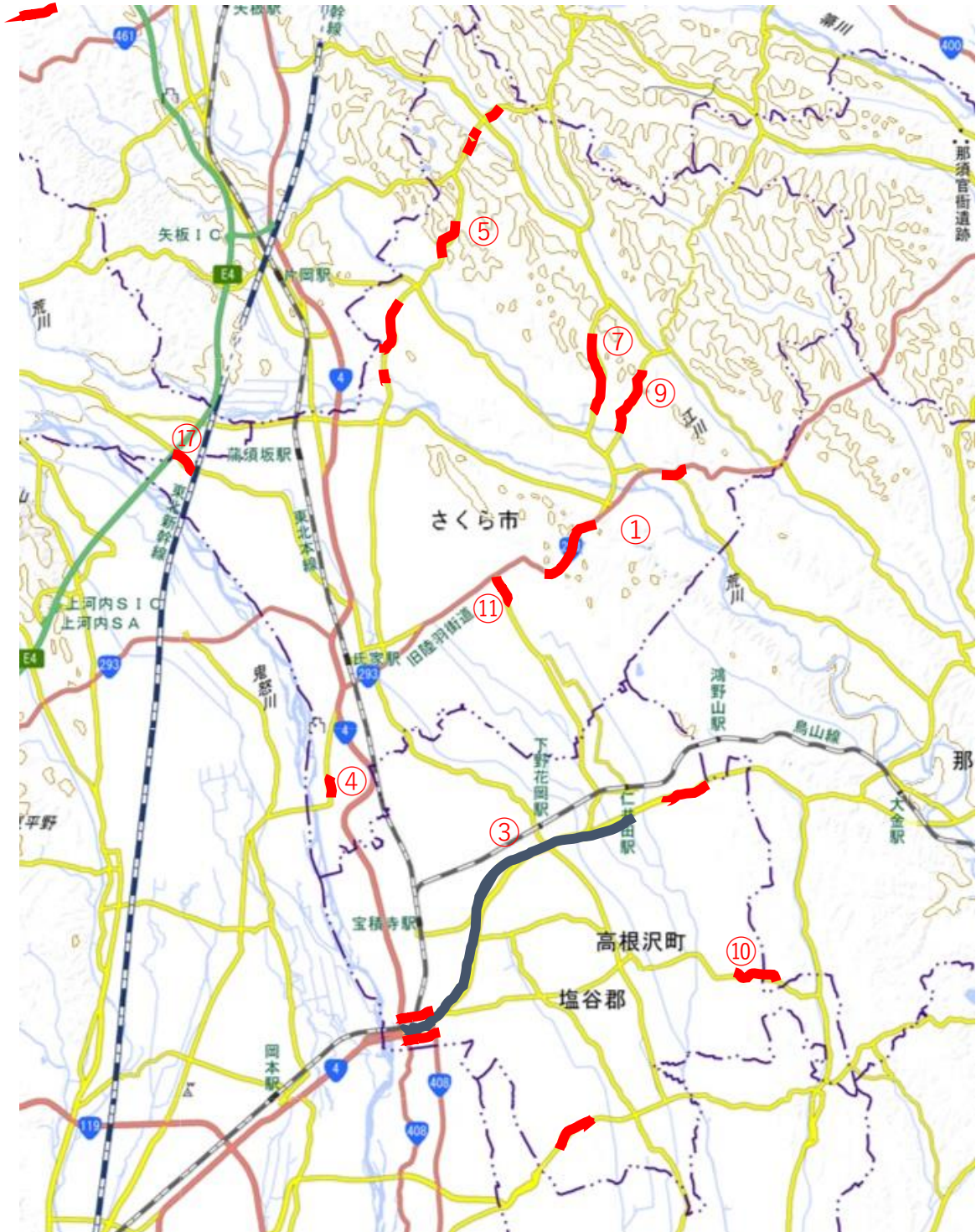
【凡 例】	散布箇所	歩道 (縁石・路肩)	
		中央分離帯	



- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ② (国) 461号 | ⑥ (主) 塩谷喜連川線 | ⑧ (一) 下河戸片岡線 |
| ⑫ (一) 矢板塩谷線 | ⑬ (一) 大田原矢板線 | ⑭ (一) 東古屋上寺島線 |
| ⑮ (主) 藤原宇都宮線 | ⑯ (一) 県民の森矢板線 | |

矢板土木事務所 除草剤散布位置図（さくら市・高根沢町）

【凡 例】	散布箇所	歩道 (縁石・路肩)	
		中央分離帯	



- | | | |
|--------------|----------------|--------------|
| ① (国) 293号 | ③ (主) 宇都宮那須烏山線 | ④ (一) 氏家宇都宮線 |
| ⑤ (主) 大田原氏家線 | ⑦ (一) 佐久山喜連川線 | ⑨ (一) 蛭田喜連川線 |
| ⑩ (一) 杉山石末線 | ⑪ (一) 花岡狭間田線 | ⑰ (主) 今市氏家線 |
| ⑱ (主) 宇都宮向田線 | | |